

第52回技能五輪全国大会開催計画

平成26年5月7日

平成26年10月27日改定

大会会長

中央職業能力開発協会会長 釜 和明
愛知県知事 大村 秀章

1 目的

第52回技能五輪全国大会（以下「全国大会」という。）は、国内の青年技能者の技能レベルを競うことにより、青年技能者に努力目標を与えるとともに、技能に身近に触れる機会を提供するなど、広く国民一般に対して、技能の重要性、必要性をアピールすることにより、技能尊重気運の醸成を図ることを目的とする。

また、全国大会において、2015年8月にブラジル・サンパウロで開催される第43回技能五輪国際大会（以下「国際大会」という。）において競技の実施が見込まれる職種に関連する競技職種についての選手選考を行うこととする。

2 主催

厚生労働省、中央職業能力開発協会（以下「中央協会」という。）及び愛知県

3 後援（依頼予定）

文部科学省、経済産業省、国土交通省、各都道府県（愛知県を除く）、各都道府県職業能力開発協会、一般社団法人 全国技能士会連合会、一般社団法人 日本経済団体連合会、一般社団法人 日本産業訓練協会、NHK、独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構

4 協賛

全国大会の実施に当たり、競技用材料、役務などに関する各種協賛を依頼予定。

5 協力

全国大会の実施に携わる運営委員、競技委員など、後援組織、業界団体、企業等に対し大会役員への就任に係わる協力を依頼。

6 日程

平成26年11月28日（金）～12月1日（月）

（一部職種については、競技を先行して実施する予定。）

11月28日（金） 競技会場下見等

開会式

11月29日（土） 職種別競技実施

11月30日（日） 職種別競技実施

採点及び技術委員会

12月1日（月） 成績発表（閉会式会場）

閉会式

7 競技職種

次の41職種について実施を予定。

| | | | |
|-------------------------|---------------------|--------------|------------------|
| [1] 機械組立て | [2] 抜き型 | [3] 精密機器組立て | [4] メカトロ ニクス |
| [5] 機械製図 | [6] 旋盤 | [7] フライス盤 | [8] 構造物鉄工 |
| [9] 電気溶接 | [10] 木型 | [11] タイル張り | [12] 自動車板金 |
| [13] 曲げ板金 | [14] 配管 | [15] 電子機器組立て | [16] 電工 |
| [17] 工場電気設備 | [18] 石工 | [19] 左官 | [20] 家具 |
| [21] 建具 | [22] 建築大工 | [23] 貴金属装身具 | [24] フラワー装飾 |
| [25] 美容 | [26] 理容 | [27] 洋裁 | [28] 洋菓子製造 |
| [29] 自動車工 | [30] 西洋料理 | [31] 造園 | [32] 和裁 |
| [33] 日本料理 | [34] レストラン サービス | [35] 車体塗装 | [36] 冷凍空調技術 |
| [37] ITネットワーク システム管理 | [38] 情報ネット ワーク施工 | [39] ウェブデザイン | [40] とび |
| [41] 時計修理 | | | |

8 競技会場（予定）

名古屋市中小企業振興会館（吹上ホール）

県立名古屋高等技術専門学校

中部職業能力開発促進センター（ポリテクセンター名古屋港）

名古屋製菓専門学校

ニチエイ調理専門学校

落合公園体育館／春日井市勤労福祉会館

中部職業能力開発促進センター（ポリテクセンター中部）

豊明市福祉体育館

岡崎中央総合公園総合体育館

碧南市臨海体育館

刈谷市産業振興センター

刈谷市体育館

豊橋市総合体育館

[注1] 参加選手数の増減等の理由により変更となる場合がある。

[注2] 各競技会場の所在地及び実施する競技職種は、別紙のとおり（予定）。

9 選手参加資格等

全国大会の参加資格は、次のいずれにも該当する者に与えるものとする。

- (1) 過去の技能五輪国際大会で同一職種の競技に参加したことがない者であること。
- (2) 全国大会開催年に23歳以下（平成3年[1991]年1月1日以降に生まれた者）であること。
ただし、「メカトロニクス」職種、「和裁」職種、「情報ネットワーク施工」職種については、全国大会開催年に24歳以下（平成2[1990]年1月1日以降に生まれた者）であること。
- (3) 「情報ネットワーク施工」職種については、当該職種の技能検定指定試験機関から中央

協会会長に推薦された者で、全国大会に出場するに相応しい技能を有していると認められる者であること。

(4) 「ウェブデザイン」職種については、次のいずれかに該当する者であること。

イ 企業等に就業していない20才以下^{※1}の学生、訓練生については、第9回若年者ものづくり競技大会^{※1}において、特に優秀な成績を収めた者であること。

ロ 当該職種の技能検定指定試験機関から中央協会会長に推薦された者で、全国大会に出場するに相応しい技能を有していると認められる者。

ただし、第9回若年者ものづくり競技大会^{※1}に参加した選手については、前項イのとおりにしているため、同大会に参加した選手のうち、特に優秀な成績を収めた者以外については推薦対象としない。

(5) 「旋盤」職種に参加を希望する選手のうち、企業等に就業していない学生、訓練生については、次のいずれにも該当する者であること。

イ 全国大会選考会^{※2}において、特に優秀な成績を収めた者。

ロ 当該職種は、技能検定「機械加工職種(普通旋盤作業)」の2級実技課題を予選課題としているため、当該レベル以上の技能を有していると認められる者。なお、全国大会では、技能検定「機械加工職種(普通旋盤作業)」の1級実技課題と同等若しくはそれ以上のレベルを想定した課題により競技を実施することから、当該レベルの技能を有していると想定されることが望ましい。

(6) 「メカトロニクス」職種、「自動車工」職種及び「ITネットワークシステム管理」職種に参加を希望する選手のうち、企業等に就業していない学生、訓練生については、第9回若年者ものづくり競技大会^{※1}において、特に優秀な成績を収めた者。

(7) 上記(3)～(6)に示すもの以外については、次のいずれかに該当する者のうち、原則として、都道府県職業能力開発協会(以下「都道府県協会」という。)会長又は業界団体等から中央協会会長に推薦された者で、全国大会に出場するに相応しい技能を有していると認められる者であること。

イ 都道府県ごとに実施される予選大会で、優秀な成績を収めた者。

ロ 予選大会で競技が実施されない職種にあっては、当該職種について、近年の当該職種の競技課題について、指定された時間内に製作することができる(指示どおり完成できる)と認められる者。

^{※1} ・第9回若年者ものづくり競技大会は、平成26年7月に実施予定。

・同大会の開催計画、募集要項等は、別途定める。

・同大会は、大会開催年度に20歳以下(平成6[1994]年4月2日以降に生まれた者)である若者を対象とした大会であるが、「メカトロニクス」職種、「自動車工」職種および「ITネットワークシステム管理」職種に関しては、全国大会の選考会を兼ねることとしているため、全国大会に参加を希望する者(企業等に就業していない学生、訓練生に限る)については、20歳を超える場合であっても、同大会の当該職種競技に参加できるものとする。ただし、この場合にあっては、表彰対象外とする。

^{※2} ・全国大会「旋盤」職種選考会は、平成26年7月下旬に実施予定。

・同選考会の開催計画、募集要項等は、別途定める。

国際大会の参加にあたっては、全国大会の成績を基に、国籍、年齢等国際大会規約に定められた条件のすべてを満たす者[※]に限る。

[※] ・日本国籍を有する者

・平成5[1993]年1月1日以降に生まれた者(「情報ネットワーク施工」職種、「メ

カトロニクス」職種については平成2〔1990〕年1月1日以降に生まれた者）
・過去に国際大会に出場したことがない者

10 参加選手数等

- (1) 各競技職種における競技実施に必要な選手の数は、参加申請〆切時において原則として7人以上とする。
- (2) 競技用設備、競技会場等を考慮し、全国大会への参加選手数に上限を設けることとし、参加希望者数が、この上限を超えた場合は、中央協会において調整することとする。

11 全国大会への選手参加形式

- (1) 都道府県協会は、全国大会に出場する選手を取りまとめ、選手団を編成する。
- (2) 業界団体等都道府県協会以外から推薦された選手については、別途、中央協会より都道府県協会に当該選手の選手団への加入を依頼する。

12 参加費等

選手1人当たり、競技職種毎に定めた参加費等を徴収する。

13 表彰

成績優秀な者及び選手団に対して、次の表彰を行う。

- (1) 各競技職種の第1位から第3位までの者及び第3位に準ずる成績を収めた者に対して、主催者賞（賞状及びメダル）を授与する。
なお、必要に応じ、技術委員賞として、特別賞を授与することができるものとする。
- (2) 各競技職種の第1位の者に対して、厚生労働大臣賞（盾）を授与する。
- (3) 最も優秀な成績を収めた都道府県選手団に対して、厚生労働大臣賞（賞状及び盾）を授与する。
- (4) 優秀な成績を収めた都道府県選手団に対して、厚生労働省職業能力開発局長賞（賞状及び盾）を授与する。
- (5) (4)に次ぐ上位の成績を収めた都道府県選手団に対して、別途定める規程に基づき、中央職業能力開発協会会長賞（賞状及び盾）又は全国技能士会連合会会長賞（賞状及び盾）を授与する。
- (6) (3)から(5)のほか、別途定める規程に基づき選定された都道府県選手団に対して、技能五輪・アビリンピックあいち大会2014推進協議会会長賞（賞状及び盾）を授与する。

14 その他

- (1) 競技課題（公表分に限る）、職種別参加選手等については、中央協会ホームページ（<http://www.javada.or.jp/>）に順次掲載予定。

－以上－

| 競技職種 | | 競技会場 |
|------|----------------|---|
| 2 | 抜き型 | 名古屋市中小企業振興会館(吹上ホール) 名古屋市千種区吹上2-6-3 |
| 4 | メカトロニクス | |
| 6 | 旋盤 | |
| 7 | フライス盤 | |
| 10 | 木型 | |
| 15 | 電子機器組立て | |
| 37 | ITネットワークシステム管理 | |
| 9 | 電気溶接 | 県立名古屋高等技術専門学校 名古屋市北区安井2-4-48 |
| 35 | 車体塗装 | |
| 36 | 冷凍空調技術 | |
| 13 | 曲げ板金 | 中部職業能力開発促進センター(ポリテクセンター名古屋港) 名古屋市港区潮凧町3 |
| 29 | 自動車工 | |
| 28 | 洋菓子製造 | 名古屋製菓専門学校 名古屋市中区新栄1-2-25 |
| 30 | 西洋料理 | ニチエイ調理専門学校 名古屋市中区新栄1-43-9 |
| 33 | 日本料理 | |
| 12 | 自動車板金 | 落合公園体育館 春日井市東野町字茨沢15-5 春日井市勤労福祉会館 春日井市東野町字落合池1-2 |
| 27 | 洋裁 | |
| 32 | 和裁 | |
| 8 | 構造物鉄工 | 中部職業能力開発促進センター(ポリテクセンター中部) 小牧市下末1636-2 |
| 23 | 貴金属装身具 | |
| 39 | ウェブデザイン | |
| 41 | 時計修理 | |
| 24 | フラワー装飾 | 豊明市福祉体育館 豊明市西川町笹原26-1 |
| 34 | レストランサービス | |
| 18 | 石工 | 岡崎中央総合公園総合体育館 岡崎市高隆寺町字峠1 |
| 19 | 左官 | |
| 25 | 美容 | |
| 26 | 理容 | |
| 38 | 情報ネットワーク施工 | |
| 11 | タイル張り | 碧南市臨海体育館 碧南市浜町2-3 |
| 20 | 家具 | |
| 21 | 建具 | |
| 3 | 精密機器組立て | 刈谷市産業振興センター 刈谷市相生町1-1-6 |
| 1 | 機械組立て | 刈谷市体育館 刈谷市逢妻町4-32 |
| 5 | 機械製図 | |
| 17 | 工場電気設備 | |
| 14 | 配管 | 豊橋市総合体育館 豊橋市神野新田町メノ割1-3 |
| 16 | 電工 | |
| 22 | 建築大工 | |
| 31 | 造園 | |
| 40 | とび | |
| 41職種 | | 13会場 |

技能五輪全国大会における中央職業能力開発協会会長賞並びに全国技能士会連合会会長賞表彰要領

(表彰の目的)

1. 技能五輪全国大会（以下、「技能五輪」という。）において、従来からの最優秀選手団賞、優秀技能選手団賞に次ぐ上位の成績を収めた選手団に対し表彰を行うことにより、その努力、功績を称え、ひいては技能五輪の更なる活性化を図ることを目的とする。

(表彰名称)

2. 表彰の名称は以下のとおりとする。

- (1) 中央職業能力開発協会会長賞
- (2) 全国技能士会連合会会長賞

(表彰の基準)

3. 技能五輪実施要領に定める厚生労働大臣賞・厚生労働省職業能力開発局長賞表彰基準（別紙。以下、「厚生労働省表彰基準」という。）に準じて、以下の選手団に授与する。

- (1) 中央職業能力開発協会会長賞は、別紙「厚生労働大臣賞・厚生労働省職業能力開発局長表彰基準」の「2（1）ハ」に次ぐ第5位、第6位及び第7位の3選手団に授与する。
- (2) 全国技能士会連合会会長賞は、上記（1）に次ぐ第8位、第9位及び第10位の3選手団に授与する。
- (3) 同順位の場合には、上位賞数が多い選手団を上位とし、入賞状況が全く同じの場合には、敢闘賞の数が多い選手団に授与する。

(表彰の方法)

4. 被表彰者には賞状及び盾を授与する。

(要領の改定)

5. 厚生労働省表彰基準が変更になった場合には、本要領の改定を行う。

(その他)

6. この要領に定めるもののほか、必要な事項は、中央職業能力開発協会会長と全国技能士会連合会会長が協議し、中央職業能力開発協会会長が別に定める。

(表彰の事務)

7. 表彰にかかる事務は中央職業能力開発協会が行う。

以上

厚生労働大臣賞・厚生労働省職業能力開発局長賞表彰基準

1 表彰の種類

(1) 選手表彰

イ 厚生労働大臣賞

各競技職種の金賞受賞者に対して、厚生労働大臣賞として、盾を授与する。

(2) 選手団表彰

イ 最優秀技能選手団賞

最も優秀な成績を収めた都道府県選手団に対して、厚生労働大臣賞として、賞状及び盾を授与する。

ロ 優秀技能選手団賞

優秀な成績を収めた都道府県選手団に対して、厚生労働省職業能力開発局長賞として、賞状及び盾を授与する。

2 表彰の数及び対象

(1) 選手団

イ 表彰の対象となる選手団（以下「対象選手団」という。）は、一定数（全参加者数を全参加都道府県数で除した数。端数は切り捨てる。）以上の選手を参加させ、金賞を含む複数の入賞者（金賞から銅賞までの者に限る。以下同じ。）を擁する都道府県選手団とする。

ロ 最優秀技能選手団賞は、対象選手団に属する入賞者について、金賞を3点、銀賞を2点、銅賞を1点の得点とし、該当人数を乗じた上で加算し、最高得点の選手団に授与する。

ただし、複数の選手団が同得点となる場合には、金賞入賞者数、銀賞入賞者数、銅賞入賞者数の順に比較してより多い選手団に授与することとし、入賞者状況が全く同じ場合は、総選手数の少ない選手団に授与する。

ハ 優秀技能選手団賞は、前記ロの基準による第2位、第3位及び第4位の3選手団に授与する。

(技能五輪全国大会実施要領抜粋)

技能五輪・アビリンピックあいち大会2014推進協議会会長賞表彰要領

第1 趣 旨

この表彰は、技能五輪・アビリンピックあいち大会2014に参加した都道府県選手団のうち、女性選手の活躍が顕著であった都道府県選手団を顕彰することで、モノづくりの分野においても一層の女性の活躍促進を図るものである。

第2 表彰基準

1 表彰の対象

表彰の対象となる選手団（以下「対象選手団」という。）は、金賞を含む複数の女性入賞者（金賞から銅賞までの者に限る。以下同じ。）を擁する都道府県選手団とする。

2 表彰候補者の選定基準

表彰を受ける候補者は、前記1に掲げるもののうち、次の(1)及び(2)を合計した得点が最も高い対象選手団に授与する。

ただし、複数の対象選手団が同得点となる場合には、金賞入賞者数、銀賞入賞者数、銅賞入賞者数の順に比較してより多い対象選手団に授与することとし、入賞者状況が全く同じ場合は、当該選手団に属する女性参加者の割合が高い対象選手団に授与する。

さらに、入賞者状況及び女性参加者状況が全く同じ場合は、女性参加者数の多い対象選手団に授与する。

(1) 対象選手団に属する女性参加者の割合について、5割以上を10点、4割以上5割未満を7点、3割以上4割未満を4点、2割以上3割未満を1点とし加算する。

(2) 対象選手団に属する女性入賞者について、金賞を3点、銀賞を2点、銅賞を1点の得点とし、該当人数を乗じた上で加算する。

第3 表彰の方法

被表彰者に対して賞状及び盾を授与する。

第4 表彰の事務

表彰に関する事務は、技能五輪・アビリンピックあいち大会2014推進協議会事務局において行う。

第5 その他

1 技能五輪全国大会及び全国障害者技能競技大会は同一の基準とする。

2 この要領に定めるもののほか、表彰の実施に関し必要な事項は、技能五輪・アビリンピックあいち大会2014推進協議会事務局長が定める。